

# 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針 ～見附市教育委員会～

令和5年5月

## ○R4.12月 スポーツ庁、文化庁ガイドライン

「生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある（「前文」より）。」

「学校部活動の教育的意義や役割については地域クラブ活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要（「本ガイドライン策定の趣旨」より）。」

## 1. 見附市内学校における地域移行スケジュールとその対応

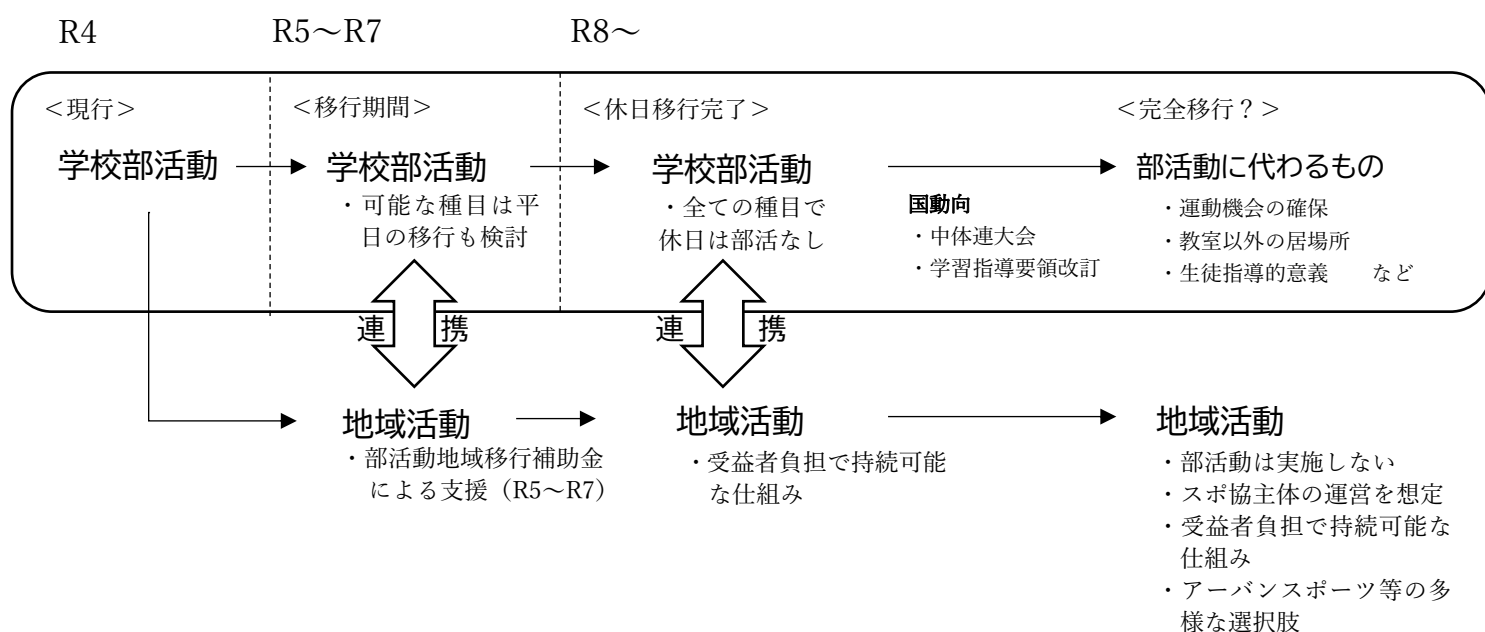
### ①運動部

令和5年度から7年度の3年間で「改革推進期間」とし、支援を実施。まずは休日における地域移行を促進させる。令和5年度はモデル事業として卓球部、ソフトテニス部を開始。令和6、7年度は希望する地域団体による地域移行をスタートさせ、令和8年度当初には市内各学校で休日は部活動を実施しない状態を目指す。平日の地域移行についてはできるところから取り組む。

### ②文化部

令和5年度から検討委員会での協議をスタートさせる。可能であれば運動部スケジュールを準用する。

### 【運動部移行スケジュール】



## 2. 改革推進期間(R5～R7)の取組み

### ①学校部活動と地域活動の連携

- ・生徒、保護者、地域スポーツ団体の疑問、相談に応じる窓口を学校に設置。コーディネーターに報告、相談。
- ・休日と平日で指導者が異なることが想定されるため、学校と地域スポーツ団体の指導者間で指導方針やスケジュール調整、生徒に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図り、生徒保護者等への説明を丁寧に行う。

### ②生徒、保護者、学校関係者等への周知、説明

- ・取組の背景や見附市の方針、具体的な取り組み内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュールについてわかりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

### ③教員の兼職兼業

- ・地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるような仕組みや環境づくり（県及び近隣市町村と調整）。
- ・小学校教員も含めて希望調査を実施、兼職兼業に係る申請様式等の作成（年度毎の確認を実施）。

### ④会場・備品の整備、調整

- ・原則として会場は学校施設を使用するが、今後実施競技が増えていく中で随時相談する。
- ・学校開放の規則に従い、施設の貸出を行う。（社会体育としての活動だが、部活動と同程度に優先して予約可能）
- ・備品は市の備品とし一括管理する。（保護者会備品等は寄付採納の手続きを行い、市の備品へ。）
- ・備品の新規購入、修繕などは予算の範囲内で市が行う。

### ⑤大会、コンクールへの出場

- ・中体連大会への出場は、県中体連の参加規程に準じて各団体・学校において判断する。
- ・各種コンクールへの出場は、今後示される参加規定を踏まえて市の方針を判断する。

### ⑥外部指導者の活用

- ・部活動外部顧問の活用については、引き続き中学校部活動において活用。
- ・地域活動を行う種目については、部活動外部顧問制度の活用は行わない。

## 3. 休日部活動の地域移行完了後の考え方(R8～)

### (1)部活動の在り方について

中体連大会の継続有無（R9から6巡目の開始）、学習指導要領「部活動の記載」についての改訂有無（R8またはR9）により、平日の学校部活動の継続、廃止について検討が必要となる。

部活動の廃部について、現行は中学校長会意見である「各校の部活動規定に基づき対応」を方針としているが、平日における部活動の地域移行を推進していくために「市内一斉に廃部もしくは募集停止」の対応等も選択肢として考えて行くことが必要。新学習指導要領の内容発表を受け、学習指導要領移行期間中に近隣市町村の動向も踏まえながら、検討を開始する。

## (2)部活動に代わる活動の対応

(1)により平日の学校部活動も廃止となった場合、部活動に代わる活動の対応を検討する必要がある。その検討については、学習指導要領の改訂内容による。

## 4.多様な活動機会を持続的に確保する体制づくり

見附市は、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保し、地域の持続可能で多様な環境を整備するため、地域スポーツ・文化芸術団体への支援を行う。地域スポーツクラブ団体へは、2つの支援を想定している。

### (1)既存の部活動（陸上、野球、バスケ、バレー、ソフトテニス、卓球、サッカー、吹奏楽）

- R5～R7 限定の補助。(R5は卓球、ソフトテニスがモデル種目。R6以降は募集形式)
- ・指導者謝金、スポーツ備品及び消耗品費の補助

### (2)部活動にない種目（柔道、空手、硬式テニス、ダンス、スキー、スノーボード、スケートボード etc）

- 要件を満たす団体に、活動費として定額補助
- ・市スポーツ協会「強化費」のようなイメージ
- ・(1)支援が終了後は、支援は(2)に統合される。

		改革推進期間			
		R5	R6	R7	R8以降
既存の部活動種目	(1) 部活動の地域移行に係る支援				休日移行完了
	・卓球、ソフトテニスの地域活動開始	募集 次年度団体	種目数拡大 課題の修正		
部活動にない種目	(2) その他の種目に係る補助・助成等				(1)支援は終了し、部活動種目も(2)の対象となる。
	・補助内容、制度の検討 ・広報	募集 次年度団体	種目数拡大 課題の修正		

### (1) 部活動地域移行に係る補助

#### ①対象

- ・見附市立中学校の部活動にある種目を対象とする。その団体は、認定基準を満たした団体のみ。

#### ②対象期間

- ・R5年度～R7年度の活動に対する補助。(R8以降は国の支援状況等を踏まえて検討する)

#### ③内容

- ・参加費は月額2,000円で想定。(見附市の中学生は減免)
- ・指導者謝金相当額及び消耗品費相当額を委託料として支払予定。

## (2) その他の種目に係る支援

### ①対象

- ・ R5～R7 は部活動にない種目を対象とする。
- ・ R8 以降は、上記に加え部活動種目も新たに対象とする。

### ②対象期間

- ・ R5 年度に制度の検討を行い、R6 年度から支援を開始する予定。

### ③内容

#### (案) 既存予算の充足等

- ・ スポーツ協会補助金 (1,100 千円)、総合型地域スポーツクラブ補助金 (700 千円) を中学生受入れ体制作りに合わせて加算する等の仕組みづくり。